

Bayazid 2 世治下における「Kitab-i Kavanin-i Örfiyye-i Osmani」の編纂 —編纂の背景、意図及び本書の歴史的意義に関する再検討—

多 田 守

はじめに

Bayazid 2 世治下後半, 「Kitab-i Kavanin-i Örfiyye-i Osmani」という表題を持つ, 一冊の kanunname が編纂された(以下引用に際してはKKと略す)。本書は, N. Beldiceanu によって紹介され [Beldiceanu 1967a], 既にこれまで彼を始め H. İncelik, V. L. Ménage 等, 多くの研究者により考察が為されてきた。その結果, 本書が1492-1501年頃に編纂され, 発布されたこと, 当時既に存在していた, いわゆる「Mehmed 2 世の kanunname」を, 一層充実, 体系化したものであること, そして後代の諸 kanunname と内容が類似していることから, それらの原型を為すものとして, 換言すればオスマン朝法制史上欠くことのできないものであることが明らかとなった¹⁾。そして, それに伴いこれまで Mehmed 2 世, Selim 1 世とさん然と輝くスルタンの間にあって, ともすれば見落されがちであった Bayazid 2 世に対する評価も高まり, 両スルタンの懸け橋として, 更には Süleyman 大帝の全盛期を招来せしめる基礎を構築したものとして位置付けられるようになったのである [İncelik 1978 : 565 ; Shaw 1976 : 77 ; Uzunçarşılı 1970 : 397]。

以上の如く, 本書は非常に重要な歴史的意義を有するものであるが, ただ先学の研究は, それ以前の「Mehmed 2 世の kanunname」(以下 MK と略す)及び「Hüdavendigar sancağı に関する kanunname」(以下 HK と略す)との, 或いは後代の「Süleyman 大帝の kanunname」等との内容, 更に言えば字句の比較に終始してきた。それ故, 何故この時期に編纂されたのか, 或いはされねばならなかったのかという視点に欠けており, これまで本書を同時代史の内に位置付けるとする研究は, ほとんど為されてこなかった。

そこで小論では, その内容の再吟味, 同時代のものをも含めた他の kanunname 類との比較, 対照, 更には当代のオスマン朝の諸状況の把握という三つの作業を相互に関連させながら考察を行い, 編纂の背景, 意図, そしてその結果を明らかにすると共に, 今一度本書

が同王朝史において如何なる意義を有するものであったのかを、検討する²⁾。

I 内容及び構成

先ず、本書の内容を紹介し、次いで先学の研究成果をも踏まえつつ、その注目すべき点を明らかにする。

表 I は、KK のどの箇所に如何なる内容が記されているのかを、又規定の対象、例外或いは具体例として紹介された地域名を、さらに本書各規定の資料源と考えられるものをまとめたものである。

同表から明らかなように、先ず本書は、第 1 章の刑法関係と 2, 3 章の非刑法関係の部分とに大別される。そして第 2 章では、beylerbeyi, kapudan, sancak beyi, subaşı, timarli sipahi, müselleme, yaya 等に、第 3 章では、reaya, azab, yürük, sürgün 等に関係した規定が、H. İnalcık の言を借りれば、前者では asker 階層(支配者層)に関する義務及び権利等が、後者では reaya 階層(被支配者層)のそれが記されている [İnalcık 1954b : 112]。注目されるのは、特に第 2 章以降、地方別でも、税項目別でもなく、正に階層及び集団別に内容が編成されている点である。後述する MK, HK 一体系性を欠き、種々の規定が無秩序に記されている一とは、大きく異なっている。

次いで、後述する資料源の関係からも、本書では特に Semendire とその周辺及び Anadolu 地方に関する諸規定について数多く言及されている。しかし本書が、一 sancak を対象とした sancak kanunnamesi とは異なり、幾つかの sancak kanunnamesi 及び hüküm, ferman 等を利用しつつ作成された、いわゆる general kanunname と呼ばれるものであったことからすれば [İnalcık 1978 : 565], この地域的偏りは奇異に思われる。

最後に、先学も指摘しているように(例えば [İnalcık 1969 : 125 ; 1978 : 565]), やはり本書が MK 並びに Hüdavendigar(HK), Bolu, Hamid, Semendire, Vidin sancagı 等及び Rum, Karaman 地方の sancak kanunnamesi を、とりわけ MK, HK の二つをその主要な資料源としていることは表 I から明白である。ただ彼らは、では何故 Anadolu 各地の sancak kanunnamesi がよく利用されているのかについては、全く言及していない。

以上、先学の研究成果を踏まえつつ内容を概観した結果、特に注目される点として、一、階層及び集団別編成、二、地域的偏り、三、主要な資料源として MK, HK の利用、の三点が挙げられることが判った。では、何故このような特徴を示すに至ったのであろうか。II では、これら三点について、より詳細に考察を行い、そしてそれを通して、本書編纂の背景、意図について考えてみたい。

〈表 I〉

箇所	章節	内容	地域名	資料源[1]				
					5r°-5v°	1- iii	親族間等の盗みについて	MK : ①
1v°-2r°	序	賛辞と内容の概説			5v°	1- iii	荒野の牛、驢馬、羊等の処置について	MK : ②
2r°-2v°	1- i	ムスリムが姦通(zina)を犯した場合について		MK : ①	5v°	1- iii	旅路における食料徴発について	MK : ③
2v°	1- i	独身男性が姦通を犯した場合について		MK : ②	5v°-6r°	1- iii	馬、羊等が耕地を荒らす場合について	MK : ④
2v°	1- i	ムスリム婦人が姦通を犯した場合について		MK : ③	6r°-6v°	1- iv	少年、少女、娘、婦人を誘拐した場合について	
2v°-3r°	1- i	寡婦が姦通を犯した場合について			6v°	1- iv	捕虜を連れ去る等の盗賊行為について	
3r°	1- i	婦人が男性を家に引き入れて姦通を犯した場合について		MK : ④	6v°	1- iv	売春を斡旋した場合について	
3r°	1- i	婦人が売春を斡旋した場合について		MK : ⑤	6v°-8r°	1- iv	キャラバン＝サライや村での掠奪行為について	
3r°	1- i	男性(未婚、既婚)が姦通を目的に家宅侵入した場合について		MK : ⑦	8r°	1- iv	傷害事件を犯した場合について	
3r°	1- i	男女奴隷が姦通を犯した場合について		MK : ⑧	8r°	1- iv	親族を殺した場合について	
3r°	1- i	婦人に不貞な行為を為した場合について		MK : ⑨	8r°-8v°	1- iv	放火について	
3v°	1- i	姦通刑の成立について		MK : ⑩	8v°-9r°	1- iv	sipahi, eşkinci 等が盗賊行為を犯した場合について	
3v°	1- i	姦通の事実を知りながら kadi に告げない場合について		MK : ⑪	9r°	1- iv	盗賊が wakf, mülk に逃げ込んだ場合について	
3v°	1- i	異教徒が姦通を犯した場合について		MK : ⑦	9r°-10r°	2- i	timar 保有者の義務について	
4r°	1- ii	傷害事件(殴打)を犯した場合について		MK : ⑫	10r°-10v°	2- i	任務を完遂しなかった timar 保有者の処置について	
4r°-4v°	1- ii	殺人事件を犯した場合について		MK : ⑬	10v°-12r°	2- i	mevkuçu が関与してはならない事柄について	
4v°	1- ii	傷害事件(矢、ナイフ)を犯した場合について		MK : ⑭	12r°-12v°	2- ii	timar 保有者管理下の土地、民について	
4v°	1- ii	傷害事件(目、歯を引き抜く)を犯した場合について		MK : ⑮	12v°-13r°	2- ii	胡桃の木の収穫をめぐる	
4v°	1- ii	幼児が喧嘩をした場合について		MK : ⑮	13r°	2- ii	栗の木の収穫をめぐる	
5r°	1- iii	ワインを飲んだ場合について		MK : ⑮	13r°-13v°	2- ii	sipahi 交替期における税徴収と予め徴収する場合について	
5r°	1- iii	羊、馬、蜂蜜等を盗んだ場合について		MK : ⑯	13v°-14r°	2- ii	çift 税、土地税 (resm-idonum) の徴収について	

14r°-15r°	2-ii	tapu について		MK : ㊸	28r°-28v°	2-V	Karaman 地方の salarlık について	Karaman	
15r°-15v°	2-ii	特別税(avariz)について			28v°-29r°	2-V	Rum 地方の salarlık について	Rum	
15v°-16r°	2-ii	sipahi の年金生活者について	Karaman		29r°	2-V	Bolu 地方の salarlık について	Bolu	
16r°	2-ii	後に出現した羊, 水車, 庭等の uqr について		HK : ㊸	29r°	2-V	庭園の土地税(resm-i dönüm)について		HK : ㊸
16r°-16v°	2-ii	水車の再建について			29r°-29v°	2-V	庭園の uqr について		HK : ㊸
16v°-17r°	2-ii	逃亡奴隷等の処置について		HK : ㊸	29v°-30r°	2-V	庭園での土地税(resm-i dönüm)徴収について	Menteşe, Karaman	
17r°-18v°	2-iii	織物等各種物品の物品税(bac) (2) について		MK : ㊸, ㊸, ㊸	30r°-31r°	2-V	異教徒の庭園での葡萄について	Semendire	MK : ㊸
18v°-20r°	2-iii	Semendire 港における税について	Semendire	MK : ㊸	31r°-32r°	2-V	牧草地税(resm-i otlak), 菜園税(resm-i bostan) (3), 薪について	Semendire, Vidin	
20r°	2-iii	Semendire での重量測定義務について	Semendire		32r°-33v°	2-V	果箱税(resm-i kovan) について	Hamid, Ankara, Hüdavendigâr, Bolu, Karaman	MK : ㊸, ㊸ HK : ㊸
20r°-20v°	2-iii	Morava, Dorina, İbra 河の税について	Serbia						
20v°-22r°	2-iii	Dubrovnik 地方の kanun について	Dubrovnik		33v°-34r°	2-VI	罰金(cerime)の徴収について	Bolu	HK : ㊸
22r°-22v°	2-iii	bayt al-mal, mal-i gayb, mal-i mefkud について			34r°-34v°	2-VI	花嫁税(resm-i arus, gerdek-deyin) について		HK : ㊸
22v°-23r°	2-iii	硬貨鋳造回数について	Karaman		34v°	2-VI	奴隷解放税(resm-i mukatib)と相続税(resm-i kısmet)の額について		HK : ㊸
23r°-25r°	2-iv	çift 税, 半 çift 税(resm-i nim çift) について	Hamid, Eyindir, Antalya, Karahisar, Menteşe, Bolu, Hüdavendigâr	HK : ㊸	34v°-37r° (4)	2-VI	相続税の徴収について	Karaman	
					37r°-37v°	2-VI	絹税(resm-i ag) について	Karaman	
25r°-25v°	2-iv	bennak 税, caba bennak 税 について	Hüdavendigâr, Karaman	HK : ㊸	37v°-38r°	2-VI	牧草地税について		HK : ㊸
25v°-26v°	2-iv	羊税(resm-i agnam) について	Vidin, Karaman, İstanbul	HK : ㊸	38r°-38v°	2-VI	冬営地税(resm-i kışlak) について		HK : ㊸
26v°-27v°	2-iv	Anadolu 地方の水車税(resm-i asyab) について	Karaman, Bolu		38v°	2-VI	亜麻仁油製粉税(resm-i bezirhane) について	Kayseri	
27v°	2-V	小麦, 大麦, 粟の uqr と salarlık について		HK : ㊸	38v°-39v°	2-VII	Tekke の müsellem の編成及び çift 税について	Tekke	
27v°	2-V	豆類, 綿, 亜麻, 他の穀類の uqr について		HK : ㊸	39v°	2-VII	Tekke の müsellem の羊税(koyun adeti)と臨時税(badi-heva) について	Tekke	
27v°-28r°	2-V	Rumeli 地方の uqr, salarlık について	Rumeli	MK : ㊸	39v°	2-VII	Hamid の müsellem の編成について	Hamid	
28r°	2-V	Semendire 地方の salarlık について	Semendire		39v°-40r°	2-VII	Hamid の müsellem の老齢等による不出征の場合について	Hamid	

40r°	2-VII	Hamid の müsellemin の土地、税について	Hamid		47v°-48r°	3- i	町の民の kile 税(kile resmi)と使節(elçi)の権限について		MK : ㉔
40r°-40v°	2-VII	Hamid の müsellemin が sipahi の土地を耕作する場合について	Hamid		48r°	3- i	娘の çiftlik 相続について		
40v°	2-VII	Hamid の müsellemin の臨時税(badi-heva)について	Hamid		48r°-48v°	3- i	Uğr の運搬について		HK : ㉑
40v°-41r°	2-VII	Semendire の民の Uğr, ワインについて	Semendire		48v°	3- i	sipahi の館の建築について		MK : ㉕
41r°-41v°	2-VII	yaya の土地について			48v°	3- i	未播種の場合の負担額について		MK : ㉖
41v°	2-VII	yaya が正当な理由により不出征の場合について			48v°-49r°	3- i	収穫物の計割について		
41v°	2-VII	yaya が sipahi の土地を耕作する場合について			49r°-49v°	3- i	çiftlik の広さの defter 誤記について		
41v°-42r°	2-VII	yaya の臨時税(badi-heva)及びその他の税について			49v°	3- i	wakf での çift 税, 特別税(avariz)等について		
42r°-43v°	2-VII	yaya が行方不明となった場合について			49v°-51r°	3- i	外来者(haric)の地位について		
43v°-44r°	2-VII	yaya が不当な理由で不出征或いは奉仕不履行の場合について			51r°	3- i	逃亡 reaya の処置について		HK : ㉙
44r°-45r°	3- i	孤児の çift について		HK : ㉗	51r°-51v°	3- i	放浪者(sürgün)の立場について		
45r°	3- i	土地税(resm-i zemin)について		HK : ㉞	51v°	3- i	逃亡 reaya の処置について	Semendire	HK : ㉙
45r°	3- i	不当な理由による不耕作の場合の tapu について		HK : ㉝	51v°	3- i	sipahi の直営地(hassa)の牧草について		
45r°-45v°	3- i	正当な理由による不耕作の場合の tapu について		HK : ㉝	51v°-52r°	3- i	豚が sipahi の村を通過する場合の税徴収等について		
45v°	3- i	家畜の牧地について		HK : ㉞	52r°	3- i	voynuk, Eflak の税について	Eflak	
45v°	3- i	女性が耕作する場合について		HK : ㉝	52r°-52v°	3- i	捕えた獣、山や森での収穫物の処置について		HK : ㉚
45v°-46r°	3- i	çiftlik の主失跡、新しい土地が見出された場合等の tapu について			52v°	3- ii	異教徒の raiyyat の 3 日間労働について		MK : ㉛
46r°	3- i	他所の土地を耕作する場合について	Semendire	HK : ㉞	52v°	3- ii	異教徒への強制労働禁止について		
46r°-46v°	3- i	çift 税の賦課について		HK : ㉛	52v°	3- ii	異教徒の外来者について		
46v°-47r°	3- i	çift 税、土地税(resm-i donum)の額について		HK : ㉞	52v°-53v°	3- ii	異教徒の遺産(tereki)の処置について		
47r°	3- i	町の民達による町周辺の耕作について			53v°-54r°	3- ii	azab の登録について		
47r°-47v°	3- i	ortaker と臨時税(avariz)について	Karaman		54r°-54v°	3- ii	azab と登録された者への住民の負担について		

54v°-56v°	3-III	azab の登録と登録された者への負担における注意事項について			62r°	3-VI	Çelebi Sultan の従者等による悪行の禁止について	Karaman	
56v°-57r°	3-IV	yürük の羊税及び貧民税 (resm-i kara(5)) の額について		HK : ⑩	62r°-62v°	3-VI	不法な牛捕獲行為の禁止について		
57r°-57v°	3-IV	yürük が sipahi や sancak beyi 等の土地を耕作する場合の税について		HK : ⑩	62v°	3-VI	naib 以外の者による罰金徴収の禁止について		
57v°	3-IV	yürük の牧草地税及び羊飼い税 (resm-i agıl) 等について	dokuzlu 村	HK : ㊟	62v°-63r°	3-VI	逃亡奴隷連行に対する不法代金の支払い禁止について		
57v°-58v°	3-IV	Karaman 地方における馬税 (at akçesi) と他の諸税との関係について	Karaman		63r°	3-VI	harac 徴収における不法行為の禁止について	Anadolu	
58v°-59r°	3-V	Branici, Vidin 地方のワキア人の税及び任務について	Branici, Vidin		63r°-63v°	3-VI	kadi 以外の者による刑執行の禁止について	Anadolu	
59r°-60r°	3-V	Semendire 地方のワキア人の税及び任務について	Semendire	Akgündüz : 530	63v°-64r°	3-VI	Konya 近郊の穀をめぐる kul の不法行為の禁止について	Karaman	
60r°	3-VI [6]	Konya の庭園における不法な税徴収の禁止について	Karaman		64r°-64v°	3-VI	Karaman 地方の荒野における不法行為の禁止について	Karaman	
60r°-61v°	3-VI	Konya での水分配における不法行為の禁止について	Karaman		64v°	3-VI	hass からの収買物販売における不法行為の禁止について		
61v°	3-VI	Konya の兵士による市場からの税徴収の禁止について	Karaman		64v°	3-VI	Semendire 地方でのワインに対する不法な税徴収の禁止について	Semendire	
61v°-62r°	3-VI	Konya の muhtesib による不法行為の禁止について	Karaman		64v°-66r°	3-VII [7]	王宮、高官の台所のための薪の供給について	İstanbul, İznikmid, Yalova	

〈表 I 表注〉

[1]

(MK) [Akgündüz 1990 : 359-366]

番号	記載頁数	番号	記載頁数
①～⑩	P. 359	④④～④⑤	P. 363
⑩～④⑦	P. 360	④⑨～④⑤	P. 364
④⑦～④②	P. 361	④⑤～④③	P. 365
④②～④③	P. 362	④④～④⑤	P. 366

(HK) [Barkan 1943 : 1-6]

番号	記載頁数	番号	記載頁数
①	p. 1	④⑨～④②	p. 4
②～④	p. 2	④②～④③	p. 5
④～④③	p. 3	④③～④④	p. 6

Akgündüz による (MK) の校訂本 [Akgündüz 1990 : 359-366], 及び Barkan による (HK) のローマ字転写版 [Barkan 1943 : 1-6] には、各規定(段落)毎に、前者では①～④③、後者では①～④④の番号が付されている。そこで KK との内容の比較、対照の際、正確さを期す意味からも、(MK) (HK) 各規定の記載箇所を、頁数ではなく前述した番号そのもので、表すこととする。尚、(MK), (HK) における、各番号と記載頁数との関係は、上表の通りである。

[2] 物品がオスマン朝領内に流入した際支払われるのが gümrük、そしてそれが町で売られる際に支払われるのが bac である [İnalçık 1960 : 860-862]。

[3] 特別税、牧草地税、羊飼い税等の訳語については、永田 1977 : 41-71 を参考にした。

[4] 本書では、「der beyan-i sefer」という表題が与えられているが、全く意味を為さない。Arif 1329 : 39 では、「resm-i kısmet beyanında dır.」と記されており、この箇所の内容を端的に言い表している。

[5] 「kara」は低俗な下層民を指す語 [İnalçık 1959 : 587] で、「貧民」と訳した。

[6] IV 節については、Ö.L.Barkan によってローマ字に転写されて紹介されている [Barkan 1943 : 42-45]。

[7] 本書の序文では、第 3 章は 6 節から構成されていると述べられ、本節については全く言及されていない。しかも、その内容は宮廷に関係したものであり、本書において非常に特異な部分を成している。

II 編纂の背景と意図

1. 階層及び集団別編成

本書は、規定の及ぶ対象者が asker, reaya 階層に大別された上でまとめられていることから、何れの階層に属するのか不明瞭な者についても言及し、細かく規定している [KK : 34v°-36v°]。

ところで、本書が編纂されたと考えられる頃、他にも幾つかの kanunname が編纂され、又制度的な改革が為されている。ortakçi に関する (1498年)³⁾、ihtisab に関する (907/1501-02年) kanunname⁴⁾ の発布、そして acemioğlan の改革 (1500年頃) [Yücel 1988 : 8 -11]、高官の昇進経路確立 (1502年頃)⁵⁾ 等である。これらは、各々 ortakçi, 商人、直属軍、高官層を対象に為されたものである。当然のことながら、本書の編纂並びにその階層及び集団別編成についても、以上の如き一連の出来事の内に捉えられねばなるまい。

では、先ず本書は如何なる人々を対象に編纂されたものなのであろうか。beylerbeyi, çavuş, defter emini 等の官職保有者については、本書とは異なった彼らに固有の別の規範が存在していたようである。というのも、divan における着席位置、或いは kapihalki の昇進等、主として官僚、宮廷組織に関する規定が記された kanunname が存在しており⁶⁾、しかもそれによると、例えば罰金額に関する箇所では、目をくり抜いた場合には 1500akçe [Özcan 1980/81 : 46] (本書では 30~200akçe [KK : 4 v°])、腕を傷つけた場合には 1000akçe [Özcan 1980/81 : 46] (本書では 50~200akçe [KK : 4 v°]) を支払うことが規定されており、彼らが一般の人々とは異なった規範に則って行動していたことが窺われるからである。又、「町の民達が、町の境に播種した場合については、次の如き崇高なる命令が発せられている。」[KK : 47r°] とあるように、町の民と村人は明確に意識、区別され、町の民は「商人の秩序(kasibler silki)」に従うこととされており [KK : 36r°]、しかも彼らについては、本書では僅かしか言及されていない⁷⁾。もちろん第 1 章の刑罰規定は、町の民、村人を問わず適用されたものと考えられるが、第 2、第 3 章において、その大部分を占めているのは、表 I から明らかなように、所領或いは耕地に関係した権利及び義務等の諸規定である。以上の事柄を考え合わせると、本書は村落部に居住している人々、timarli sipahi, reaya, yürük 等、とりわけ前二者を念頭に置いて編纂されたものと考えられる。

それでは、村落部に居住している人々に関して、asker, reaya 両階層に大別されているだけでなく、更に細かく timarli sipahi, müselleme, yaya, reaya, 異教徒の reaya, yürük,

sürgün 等、各集団別に規定が記され、編成されているのは、何故なのだろうか。

「timar から離れている reaya を連れ戻すことは、合法的である。」[KK : 51r^o]という規定は、reaya の逃亡がしばしばみられることを窺わせ、それを防止しようとするものである。又、「sürgün の娘は、sürgün に嫁がせるよう。他の者に嫁がせないよう。sürgün 層が他の場所に赴き、そこで仕事に従事したり、働くことがないよう。彼らが欲しても、受け入れられないよう。sürgün に関して高貴なる命令が必要となった時は、王に上奏されるよう。」[KK : 51r^o]という規定は、sürgün 層の身分の固定化をはかると共に、その役割を明確にしようとしたものである。

というのも、当時オスマン朝では、「立ち去り、[耕作を]放棄した reaya の故に、sipahi 達が困惑している。」[KK : 51v^o]とあるように、reaya の逃亡に、sipahi が苦慮していたことが察せられ、又、例えば、

ortakçi の大部分は、耕作に十分な çiftlik が無かった。恐らく、ある ortakçi の土地は、ある形で外部者の手に落ち、üşr として耕作されていた。又ある ortakçi は、emin に ağürlük を納め、ortakçi の身分を脱して後も、手もとにある小作地として保有していた耕地を、üşr として耕作していた。[そこで]次の如く命じられた—今後、外部者の掌中にある ortakçi の土地は、没収され、再び ortakçi の内土地が不足している者に分配されるように。[又]事実上、ortakçi の身分を脱した kul 達—彼ら自身 ortakçi としての奉仕が可能である—の掌中にある土地は、改めて çift として授けられ、従来の規則に基づき、ortakçi としての奉仕が完遂されるように—と。[Barkan 1943 : 93]

という記述から、ortakçi への配慮或いはその身分の変化に対する処置の不徹底の故に、ortakçi 層が生活の困窮を招いていたことがわかる。恐らく、同様な状況は、他の集団においても生じていたものと考えられ、各集団への配慮、そして身分流動化に関する適切な処置が求められていたと思われる。

すなわち、本書の規定が階層及び集団別に編成されているのは、ある者がいずれの階層及び集団に属し、それ故如何なる義務、権利を有しているのかを明確にすると共に、それを通して各階層、集団の社会的安定をはかるためと考えられる。前に触れた、所属階層不明瞭者の細かな規定が、相続税の額について述べた箇所において言及されていることは、よくこれを物語っている。又本書編纂時期、他の階層或いは集団を対象にした kanun-name の編纂、諸改革が為されているのも、以上の事情によるものであろう。

2. 地域的偏り

本書において、対象及び例外或いは具体例として言及された地域が偏っていることは既に述べた。なかでも、Semendire, Rum, Karaman, Bolu の名が頻出し、全般的に観て、Anadolu 地方に大きく偏っていることが窺える。では、何故であろうか。

Semendire 地方においては、前述したように reaya の逃亡により、sipahi が困惑していたようである。これは、「sipahi が、それら[土地]より üşr を欲するのに対して、ワラキア人は固定額(somme fixe)を納めることを求めており、これが度々物議をかもし、ワラキア人の四散を引き起こしている。」[Beldiceanu 1967b : 120]という1489-1491年頃の be-rat に記載されている状況を想起させる。又、同 sancakbeyi, Süleyman Paşa(1489-1492年)による悪行も伝えられている⁸⁾。ともかく同地方では、sipahi と reaya との関係が、悪しき状況にあったことが窺える。

一方、Anadolu 地方は一層深刻な状況にあったようである。諸史料には、895/1489-90、897-899/1491-94年に、エジプトからオスマン朝領域にかけて、広範囲に疫病が流行していたことが記されている[Sinan 1980 : 133 ; Kreutel 1978 : 61, 63, 75]。そして、それは凄まじい猛威を振るったのである。ところで、1489-1494年といえば、対マムルーク戦役中もしくは戦役直後に当たり、特に Anadolu 地方の住民が、当時非常に苦しい状況下にあったことが察せられる⁹⁾。しかも、疫病はその後程無くして終息したわけではなかった。Tac üt-Tevarih には以下の如く述べられている。

901[1495-96]年、Rum 地方に疫病と飢餓が蔓延し、3年に亙り疫病が、そして6年間飢餓が猛威を振るった。[…中略…]貧者は腹を空かし、富者は貧しくなっていくた。高値の災い故に、欠乏の極に達していた。Anadolu[中、西部 Anadolu]地方は更に深刻で Bolu では2ヵ月以上飢餓が継続し、草木を食料に充てたと言われている。この飢餓や疫病が蔓延していた頃、オスマン朝領土では、[…中略…]増水が限界を越えた。とりわけ Beyşehir 湖が溢れ、Konya 平原を小さな海の如くした。907年から909年にかけて[1501-1504年]、増水が甚だしくなり、かくの如き状況で経過した[Sadeddin 1279 : 128]。

と、記されている¹⁰⁾。事実、Rum 地方の Amasya では疫病退散のために、Cemaleddin Mehmed Çelebi が遠く Hicaz 地方に遣わされている[Hüsameddin 1927 : 240]。このように、長期間に亙る疫病の流行、そして天災等は、Anadolu 地方、とりわけ Rum, Karaman, Bolu 地方に極度の疲弊をもたらしたようである。それ故、907/1501年に発布された Bursa の ihtisab に関する kanunname の序文においても、「如何なる商いにおいても古き

kanun のかけらも残っていない。総ての narh の額は、5, 6 年以来このかた全く変化した。narh は全く実行されていない。」[Barkan 1942 II : 15] と、述べられている。又、前述の Tac üt-Tevarih の記述により、Bolu 地方の荒廃ぶりが察せられるが、一方本書において、Bolu 地方がその çift 税額について、他地方とは比較にならない程詳細に一 Çığa 以下 19 の nahiye 毎に一規定され [KK : 23v°-25r°], 更には üşr, salarlık の額についても、Rumeli, Karaman, Rum 地方と併記する形で述べられている [KK : 29r°] 等、特別な扱いを受けているのも、やはりかくの如き疲弊への対処のためと考えられる。

ところで、本書では「çift 税は、完全なる çiftlik として登録された者より [徴収され、額は] 36 akçe である。」[KK : 23r°] と記され、例外として Hamid =42 akçe, Antalya, Karahisar, Menteşe 及び Hüdavendigar =30 akçe, Bolu =14-51 akçe が挙げられている [KK : 23r°-25r°]。しかし後代の kanunname から、Gelibolu =22akçe (925/1519 年) [Barkan 1943 : 235], Niğebolu =22akçe (Süleyman 期) [Barkan 1943 : 271], Silistre =22akçe (Süleyman 期) [Barkan 1943 : 275], Tırhala =26 akçe (927/1520 年) [Barkan 1943 : 289] の如く Rumeli 地方ではなお 22 akçe 前後の額が維持されていたことがわかる。とすれば、36 akçe という çift 税は、あくまでも Anadolu 地方を念頭において規定されたものであることが察せられる¹¹⁾。

さて以上の事柄から、地域的偏りを生ずるに至った理由は最早明白であろう。頻出する地方はいずれも問題を抱えており、とりわけ Anadolu —なかでも Rum, Karaman, Bolu—地方の状況は深刻で、それに対処しなければならなかったからである。

3. MK, HK との比較, 対照

既に述べたとおり、本書の各規定は、それまでの sancak kanunnamesi, hüküm そして ferman 等をその資料源としている。それ故、内容を検討する際、資料源を明確にすることが、先ず第一の作業と考えられるが、現在の資料状況では困難である。ただ I において述べたように、本書の主要な資料源として MK と HK が挙げられる。そこで本節では、特にこの二つの kanunname と本書の規定との比較、対照を通して、本書の内容の全般的傾向を明らかにしたい。

a. MK との比較, 対照

表 I から明らかなように、本書において MK を資料源とすると思われる規定は、その大部分が第 1 章 i ~ iii 節(刑罰関係)と第 2 章 iii 節(bac関係)に集中しており、また記述も MK のそれをほとんど改めることなく踏襲している。さて、数値、字句等の修正点として以下の箇所が挙げられる¹²⁾。

項目		MK		KK	
		規定	箇所	規定	箇所
1	yer tapusu	上流者は50 akçe	㉔	「法外に徴収しないよう。」	14v°
2	綿の salarlık	10 lidre 毎に2.5 lidre	㉕	10 lidre 毎に3 lidre	27v°
3	盗みを知りながら kadi に告げない場合	15 akçe 徴収	㉖	10 akçe 徴収	3v°
4	二者が鬚, 髪を引き抜き合う場合(貧者)	10 akçe 徴収	㉗	13 akçe 徴収	4r°
5	頭蓋骨を傷つけ, 医薬が必要な場合(貧者)	30 akçe 徴収	㉘	30或いは40 akçe 徴収	4r°
6	殺人を犯した場合(上流者, 中流者)	400, 200 akçe 徴収	㉙	200, 100 akçe 徴収	4r°
7	目や歯を抜く場合(下流者, 極貧者)	50或いは40, 30 akçe	㉚	50, 40或いは30 akçe	4v°
8	サイフ, ターバンを盗んだ場合	1 ağaç 毎に1 akçe 徴収	㉛	2 ağaç 毎に1 akçe 徴収	5r°
9	耕地を羊が荒らす場合	1頭毎に1 akçe と1回の殴打	㉜	2頭毎に1 akçe と1回の殴打	5v°-6r°

又, 本書において新たに付け加えられたと考えられる規定或いは字句として, 以下の箇所が挙げられる。

項目		該当する MK の箇所	規定	箇所
10	異教徒の葡萄処理について	㉕	「[異教徒が葡萄を]つぶすことへの許可を与えるように, そして, 許可のために何物も徴収しないように。」	30v°
11	bac	㉖	「一舟の荷につき, 30akçe 徴収するよう。」	18r°
12	bac	㉗	「一荷車の玉葱につき, 4akçe 徴収するよう。」	18r°
13	bac	㉘	「一荷車の魚につき, 7akçe 徴収するよう。」	18r°
14	果箱税	㉙	「ある場所において, uğır に代わって, akçe が命じられていた。」	32r°
15	異教徒の強制労働について	㉚	「beylik に庭園が存在しなかった所では, 労働させないように。」	52v°

以上の点は, その内容から, 2～9 は税, 罰金額の修正, 11～14 は税額或いは賦課の明確化, そして 1, 10, 15 は税徴収, 賦課における不正の防止事項に分類される。これより, 罰金額にはあまり変化がないこと, そして sipahi が reaya に対して余分に税を賦課, 徴収することがあり, それを防止しなければならなかったことがわかる。

b. HK との比較, 対照

表 I より明かなように, HK を資料源とすると思われる規定はその大部分が, 第 2 章 II, IV, V 節及び第 3 章 I 節に, すなわち reaya の税負担関係に集中しており, 又記述もほとんど改変無く踏襲されている。先学も指摘しているように, HK は本書を始め後代の諸 kanunname の基礎となったものである¹³⁾。では a 同様, 修正, 付加の順に列挙してみよう。

〈表 II〉

HK		KK	
項目	規定	箇所	規定
1	çift 税について	②	「çift 税は, 完全なる çiftlik として登録された者より, 33akçe である。」
2	果箱税について	③	「各果箱につき 2akçe, 又ある地方においては 2果箱につき 1akçe 徴収され, 更にその内の幾つかの地域では, 各果箱につき 1akçe 徴収されている。」
3	冬営地税について	④	「上流の sipahi より, 2歳の子牛 1頭が徴収されるように。又, 下流の sipahi より 6akçe 徴収されるように。それ以上の何物も徴収されないように。」
4	孤児の çift 税について	⑤	「ある raiyyat が死去し, 孤児そして çiftlik が残った時, 子供は çiftlik に関する義務を負わず, 父の çiftlik について sipahi は, çift 税を徴収しないよう。子供は, 他の者に [çiftlik を] 授け, 耕作させ, 奉仕に携わらないよう。更に調査において, 子供の後見人について「私が引き受ける」と欲した者が登録されないよう。子供は引き受けた者のもとに登録されるよう。子供が çiftlik [を保有するの] に適切 [な年令に] 達して以後, 父親の çiftlik をある者の手に見付け出したならば, tapu を徴収し, 収穫物を支配し, 又 kanun に基づいて çiftlik は, 子供のものとなろう。」
5	不当な理由による不耕作の場合について	⑥	「Usr 地の耕作可能な土地が, 障害が無いにも拘らず荒廃しているならば, [それは] timar にとって害悪であることから, 害悪を除去するために, 保有者の手より取り上げられ, 他の者に tapu として授けることが, …」
6	haric について	⑦	「haric と raiyyat との間の優先関係は禁じられた。」
7	逃亡 reaya について	⑧	「町において, raiyyat 出身の者が 15年間居住しており, しかも特に reaya の defter に登録されていないのならば, このような者は, raiyyat ではなく, 町人に加えられることが命じられる。」
8	yürük の貧民税について	⑨	「羊税が貧民税程度 [12akçe 前後 = 24頭前後] ならば, 貧民税といって, 12akçe 徴収されるよう。」
		⑩	「ある raiyyat が耕作のために受け入れた土地を 3年間荒廃地としたならば, [それは] sipahi に対する害悪である。その害悪を除去するために, 3年間荒廃地とした土地を保有者の手から奪い, 他の者に tapu として授けることが, …」
		⑪	「haric による播種が必要な場合には, そうするよう。ただし, 播種した者は, その土地の timar 保有者に全く reaya の如く諸税を納めるよう。収穫物を計測し, mudd につき 2.5kile 徴収された地においては, 彼らも 2.5kile 納めるよう。又 3kile 徴収された土地においては, 彼らも 3kile 納めるよう。全く mukataa の如くとはみなされず, もし avariz があるならば同様に徴収するよう。…timar 保有者であった者が, その土地を haric であるといつて, 反論し, その手により奪ってはならない。」
		⑫	「町で 20年居住している [逃亡 reaya の] 者は, 彼が住んでいる [その] 町で登録されることが命じられた。」
		⑬	「20頭以下の羊が残っている場合, これらにも貧民税といって 12akçe 徴収されるよう。」

先ず、修正点として表Ⅱの箇所が挙げられる。又、新たに付加された箇所としては、表Ⅲのものが挙げられる¹⁴⁾。

さて、a の如く税額等の修正、税額或いは賦課等の明確化、税徴収或いは賦課における不正防止という観点で分類すると、多少重複はあるものの 1, 7 が税額等の修正, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 20, 21, 23, 25, 26, 27 が明確化、又不正防止

〈表Ⅲ〉

項目	該当する HK の箇所	規定	箇所
9 bennak について	㉔	「しかしながら、ある者が defter に bennak と記されていても、その手に半 gift に匹敵する土地を有している場合には、半 gift 税を徴収するよう。」	25*
10 ekinlu について	㉔	「ekinlu 税は 12akçe であり、徴収されるよう。」	25*
11 極貧の reaya について	㉔	「ある nahiye では、kara と呼ばれている。」	25*
12 mücerred が結婚する場合について	㉔	「しかし reaya が異教徒である場合、結婚する異教徒は、sipahi に年 25akçe [納めるよう]。」	25*
13 羊税について	㉑	「5 月中に数えるよう。そして又、羊と共に子羊も数えられることが命じられていた。[これは] raiyyat 保有者に従属している。」	25* - 26*
14 庭園の uqr 及び土地税について	㉑	「庭園において土地税 [dönüm akçesi] が徴収されなかった地域においては、葡萄、他の食用果物、そして野菜が熟した時、そこに emin が行き、価値を見積もり uqr を徴収するよう。土地税 [dönüm] が徴収された地域においては、葡萄が収穫された時に徴収されるよう。」	29*
15 花嫁税について	㉔	「花嫁税は、処女の娘については、raiyyat 保有者のものである。彼に命じられるよう。又、もし sipahi の娘が嫁ぐならば、花嫁税は subaşı が徴収するよう—subaşı 管轄下に居るならば。決して sancak beyi が徴収しないよう。」	34* -
16 相続税について	㉔	「これら前述した者達 [asker 階層] の相続税は、kadi-asker のものである。…これら前述した者達 [reaya 階層] の相続税は、…vilayet kadisi のものである。」	34* - 37*
17 牧草地税について	㉔	「外部より sancak にもたらされた羊については、牧草地税として上流の sipahi より 1 頭の羊の価として 20akçe、中流より 1 頭の羊の価として 15akçe、そして下流の sipahi より 1 頭の羊の価として 10akçe 徴収するよう。20akçe 以上徴収することは、聖俗両法にとって共に妥当ではない。」	38*
18 正当な理由による不耕作の場合	㉑	「これ故、ある程度の期間荒廃地となっても、tapu として授けられないよう。」	45*
19 çiftlik について		「defter に登録され、収穫高が記された çiftlik の主がいなくなった時には、そ	
		の糧そして税に従属していた reaya に授けられ、いずれかの者の手にあるよう。çiftlik に関する土地が見出された時には、時の支配者であった者が命じて、取り授けて、それを çiftlik として復興するよう。もし私が tapu として取ったと言うならば、そのような主張を聞き入れないよう。」	45*
20 他の土地を耕作する場合	㉑	「異教徒についても、この kanun に従うよう。uqr は土地の保有者のものである。」	46*
21 娘の相続について		「ある raiyyat が死去し、息子と娘が残る、全 çiftlik が息子の手元にあるならば、その娘に割当ては無い。娘は、私にも割当てがあると云って、欲しないよう。」	48*
22 uqr の運搬について	㉑	「ortaket に収穫物を運搬することがないよう。」	48v*
23 sürgün について		「sürgün の娘は sürgün に嫁がせるよう。他の者に嫁がせないよう。sürgün 層が他の場所に赴き、そこで仕事に従事したり、働くことがないよう。彼らが欲しても、受け入れられないよう。sürgün に関して、高貴なる命令が必要となった時には、文書が王に上奏されるよう。」	51r* - 51v*
24 yürük から貧民税を徴収する場合	㉑	「羊に bac をかけないよう。」	57*
25 yürük が他者の土地を耕作する場合	㉑	「yürük が, sancak beyi や timar eri の土地を耕作する場合には、完全なる çiftlik については 12akçe、半 gift については 6akçe の税を徴収するよう。又、牧草地税は、土地の状況に応じて、上流については 20akçe、中流については 15akçe、下流者については 10akçe である。」	57r* - 57v*
26 defter 誤記の場合		「çiftlik が defter に大きく異なって記された時には、例えば 1çiftlik と記された土地が実は 1.5çiftlik であったり、半 gift と記された土地が 1çiftlik であったりという場合には、defter に記されているもの以上の税が、…徴収されるよう。」	49*
27 çiftlik について		「ある地域において、çiftlik が少なくなり、先に述べられた çiftlik の広さに足りなくなったが、しかし本来的に幾らかの土地は [1çift 分の] 収穫能力があったがために、古き defter に基づいて完全なる çift とされた。我が çiftlik は欠けていると云って反論するような場合には聞かないよう。defter に基づいて行動されるよう。」	49r* - 49v*

の規定として 3, 4, 15, 17, 18, 19, 22, 23, 24 が挙げられる。1 は *çift* 税の引き上げを示しており, 8, 9, 26, 27 もまた税収を確保するための実質的引き上げといつてよからう。

又, 諸事の明確化に関する多くの規定がみられるが, 2, 3, 6, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 25, 26, 27 は税額及び徴収等の明確化, 4, 5, 6, 19, 21, は土地に関する権利及び取り扱い等を明らかにしたものである(11, 23 はその他)。それ故, 不正防止の内訳も, 3, 6, 17, 24 は税徴収に関する, 又 4, 18, 19 は土地に関するものとなっている(22, 23 はその他)。尚不正防止のための記述は, 本書全体に亘って至る所にみられる¹⁵⁾。

以上の考察から, 税は重くなる傾向にあり¹⁶⁾, 又税の徴収, 賦課或いは土地に関する権利及び取り扱い等において不正が多く, それ故規定の明確化が必要であったことが窺える。

更に, これに a での考察結果をも考え合わせると, 罰金及び bac の類に比べ, 農業関係の税額は重くなる傾向にあり, 又同様に bac, 換言すれば商業関係よりも, 農業関係における税及び土地に関する諸事の明確化, そして不正防止のための規定作成が必要であったことがわかる。もちろん, 本書が本来的に *timarli sipahi* 及び *reaya* を念頭において編纂されたものであったことから, このような記述が多くみられるのも当然であるが, 1, 2 における考察結果をも考え合わせると, 当時の事情をよく反映したものと考えられる。

我々が, [defter に] 登録しようということの意図は, 以下の如くである: 反対に, *raiyyat* の土地を王の名のもとに登録して後に, 登録した者の手より奪わないようにと。そして, 登録の上に登録を重ねないようにということである。丁度, 結婚の上に結婚を重ねないように [KK: 15r^o]。

という記述は, よくこれを物語っていると言えよう。

さて II での考察の結果, 本書は, その疲弊が著しかった特に Anadolu 地方の *timarli sipahi* 及び *reaya* を対象に編纂されたものであり, それ故各階層及び集団の義務, 権利を, 又農業に関する諸事をより明確にすることにより, 不正の防止を, 更には税額の上昇をも含めてその安定的確保をはかり, 最終的には社会, 王朝の安泰を目指そうとしたものであることがわかった。本書の序における, 「Kavanin-i Örfiyye-i Osmani は, 世の修正の転回点であり, 又臣民の幸福の拠り所である。」[KK: 1 ※v^o] という記述は, 以上の事柄を, すなわち本書編纂の背景及び意図を端的に表したものと言える。

Ⅲ 問題点と歴史的意義

これまでの考察結果及び発布後の諸状況を踏まえつつ, 本書が内包する問題点を明ら

かにすると共に、又本書が有したる歴史的意義についても再検討してみたい。

15世紀末, Semendire 或いは Anadolu 地方, とりわけ後者は疫病, 天災等により大いに疲弊していた。では発布後, 状況は好転したのであろうか。1501年頃より, 税徴収を確保すべく *avariz* が恒常化されたと考えられること¹⁷⁾, Bayazid 2 世の恩寵を良きことに, Hadim Ali Paşa, Hersekzade Ahmed Paşa 達の横暴により政治が腐敗し, 民が非常に苦しめられたと伝えられていること [Kreutel 1978 : 227], 或いは1511年 Şah Kuli の反乱が Anadolu 地方で勃発し, しかも同反乱軍の中に, 政府に不満を持つ多くの *reaya*, *yürük*, *timarli sipahi* が存在していたこと [Uluçay 1954 : 53-55] 等を考え合わせると, 答えは否と言わざるを得ない。では, 何故だろうか。もちろん, 当時 Anadolu 地方には *Kızılbaş* が出沒し始め, 対外的に悪しき状況下にあったことは事実である。しかし, 他方オスマン朝の内政自体にも問題があるように思われる。というのも, 当時の諸状況を考えると, 本書の諸規定—それは, 又同時に当代の為政者達の政治姿勢を表すものでもある—には, 幾つかの問題点が含まれているからである。そこで, なかでも特に注意をようすると思われる三点について提示してみたい。

先ず第一点は, *timarli sipahi* に課せられていた軍役についてである。表Ⅳは, 1500年頃 *timarli sipahi* が出征の際に課せられていた, 従者の数, 装備類をまとめたものである¹⁸⁾。

〈表Ⅳ〉

収入額(akçe)	kendi bütime	kendi cebeli	cebeli	gulam	çadır	tenketür
1000	0	1	0	0	0	0
2000	0	1	0	1	0	0
3000	1	0	0	1	0	0
4000-5000	1	0	1	1	0	1
5500-6000	1	0	2	0	0	1
7500-8000	1	0	2	*1	0	1
9000	1	0	3	0	1	b0
10000-11000	1	0	3	1	1	0
12000	1	0	4	0	1	0
15000	1	0	5	0	1	0
15000-	*3000akçe 毎に1cebeli, 1500~2000akçe 毎に1gulam を率いる					
sancak beyi	5000akçe 毎に1cebeli, 50000akçe 毎に1geçim, 2sayeban, 1oturduğu çadır, 1sokak çadır, 1hazine çadır, 1sarrachane を準備					
subaşı	4000akçe 毎に1cebeli, 30000akçe 毎に1geçim, 1çadır, 1tenketür を準備					

〈表V〉

	箇所	収 入 額 (akçe)	kendi bürüme	kendi cebeli	cebeli	oğlan (ğulam)	çadır	tenketür	günlük	geçim
1	114v	79753	1	0	19	0	2	1	1	2
2	116r	7773	1	0	2	1	1	0	0	0
3	116v	6071	a1	0	2	0	1	0	0	0
4	117v	10466	1	0	3	1	1	0	0	0
5	118v	13544	1	0	4	1	1	0	0	0
6	119v	2797	1	0	1	0	0	1	0	0
7	120r	6879	1	0	2	0	1	0	0	0
8	120v	10509	1	0	3	1	1	0	0	0
9	121v	6609	1	0	2	0	1	0	0	0
10	123r	8498	1	0	3	0	1	0	0	0
11	123v	5700	1	0	2	0	1	0	0	0
12	145r	14537	1	0	5	0	1	0	0	0
13	146v	8960	1	0	3	0	1	0	0	0
14	147v	7250	2	0	1	1	1	0	0	0
15	148r	10795	1	0	3	1	1	0	0	0
16	150v	36570	1	0	12	0	1	1	0	1
17	152r	6075	1	0	2	0	1	0	0	0
18	152v	27276	1	0	9	0	1	1	0	1
19	154v	10283	1	0	3	1	1	0	0	0
20	156v	1892	0	1	0	1	0	0	0	0
21	157v	17269	b1	0	5	1	1	0	0	0
22	158r	2190	0	1	0	1	0	0	0	0
23	158v	5662	1	0	2	0	1	0	0	0
24	159v	200	1	0	2	0	1	0	0	0
25	1v	763000	1	0	152	0	0	0	2	15
他にIsolak と bozolu çadır, lçadır-hane, lçadır-i kilar, lçadır-i sarrachane, lçadır-i matbah を準備										
尚, 1は subaşı, 又25は sancak beyi である。										

一方表Vは、1455年に西部マケドニアの İsa Bey の地方に関して作成された defter の内に記されている、従者の数、装備類をまとめたものである¹⁹⁾。

表IVと表Vを比較すると、表Vの1, 6, 25において、表IVに規定されている内容と、装備の数或いは種類が異なっている(尚, tenketür の代わりに çadır なる語が使用されていることについては、注(18)を見よ)。又従者の数、種類については、5, 6, 14, 16, 18, 24, において異なっているが、5, 6, 14の場合、数は同数(例えば、5は sipahi 自身と cebeli 4人と oğlan 1人の計6人。表IVにおいて13544 akçeの場合は、sipahi 自身と cebeli 5人

の計 6 人。)で、実質的に異なっているのは、16, 18, 24のみである。すなわち、従者の数、装備において異なっているのは、いずれも25件の内 3 件のみであり、1455年頃もほぼ1500年前後の基準に近い形で軍役が課されていたことがわかる。換言すれば、少なくとも約半世紀間、軍役負担の基準は、あまり変化していないのである。

しかし、一方でこれまでの研究の結果、akçe の価値がこの半世紀間でかなり下落している—金との交換レート=35akçe(1431年), 40 akçe(1462年), 45 akçe(1477年), 45.5 akçe(1479年), 49 akçe(1488年), 53~55 akçe(1500年), 54 akçe(1510年)—ことが、判明している[İnalçik 1959 : 585 ; Beldiceanu 1965 : 36 ; 1977 : 26]。

以上の事柄を考え合わせると、timarli sipahi の軍役負担が、実質上次第に重くなってきたことがわかる。

一方、reaya の税負担はと言えば、例えば çift 税は、akçe の価値下落に反発するかのように、1458年より22 akçe から36 akçe へと引き上げられていった。ところが、現物或いは現金いずれの形で税を納めるにせよ、穀物等の標準価格そのものが、この変化に対応できていないのである。最重要穀物であった小麦を例に取り、考えてみよう。907/1501-02年発布の Bursa の ihtisab に関する kanunname において、「Bursa müddü で、小麦について上質が110 akçe, 中質が100, 下質が85であるならば、パン700 dirhem が 1 akçe となり、…」[Barkan 1942 II : 16]という記述が見られる。一方本書において、「Bursa müddü で 4 müddの穀物が播種されることが、毎年義務づけられている。何も播種されなかった年には、播種されなかったが故に50akçe 徴収されるように。」[KK : 48v°]という規定が記されている。一見無関係のように思われる両記述ではあるが、実は同一の価値基準に基づいて記されたものなのである。というのも、今仮に一般的小麦の価格を前述の中質のそれと仮定すると、播種されなかった場合、正にその 4 müdd がその年の収穫高と見做されたと考えられ、とすると耕作の有無にかかわらず収穫高の 8 分の 1 と規定されていた üşr, salarlik [KK : 27v° ; 46r°]として、徴収される額は 2 分の 1 müdd すなわち 50 akçe ということになり、両記述の内容を無理無く整合することができるからである。しかも、前述の KK : 48v° の箇所は MK ㉔を、又 KK : 27v° の箇所は HK ㉓を踏襲したものであることから、小麦の標準価格がかなりの期間固定したままであったことがわかる。すなわち、reaya は相変わらず旧来通りの換算率に従っていたわけであり、彼らも timarli sipahi 同様、その税負担は次第に重くなっていったと考えられるのである。

第二点は、税額、負担等が上流層に比べ、下流層により重くなっているということである。先ず、reaya 階層について考察してみよう。例えば、罰金額(独身男性が姦淫を犯し

た場合)における, 上流者(年収1000 akçe 以上)=100 akçe, 中流者(600~1000 akçe)=50 akçe, 下流者(400~600 akçe)=40 akçe, 最下流者(400 akçe 未満)=30 akçe の如き [KK : 2 v°], 或いは花嫁税(娘の場合)における, 上流者=60 akçe 中流者=45 akçe, 下流者=30 akçe の如き規定 [KK : 34r°] では, その課税対象の区分が単純であり, 幅広い各層から相応に税を徴収することは不可能である。このような場合, 下流層程その重圧を受けやすい。しかも, bennak と defter に登録されていても, 半 çift 税が課されたり [KK : 25r°], defter に記載されている広さよりも狭い土地を保有していても, 現実に記載されている広さ分の生産力がある場合には, defter 通りの税が徴収される [KK : 49r°-49v°] 等, 又羊が何も残らなかつたり, 或いは20頭以下の羊が残っている場合にも, 貧民税と言って12 akçe が課されるようになったこと [KK : 57r°] 等下流層からも確実に, しかも大目に税が徴収される傾向にあったことが窺える²⁰⁾。

一方asker階層においても, 表Ⅲから明らかなように天幕類の調達義務があるとはいえ, 例えば sancak beyi は5000 akçe 毎に1 cebeli, subaşı は4000 akçe 毎に1 cebeli, 一般の timarli sipahi は3000 akçe 毎に1 cebeli 供出を義務付けられており, やはり下流層に, より負担が重くなっているように見受けられる²¹⁾。

以上の如く, reaya, asker 両階層共に, 下流層ほど重くなる傾向にあったのである。そして, このような傾向は, 下流層の没落を容易にするものと考えられる。

第三点は, 土地(耕地, 所領)の狭小化についてである。M. A. Cook による調査結果 [Cook 1972 : 85, 87, 98, 102] に拠ると, Aydin 地方においては, 1467年と1516年とを対照すると, 人口増加に対し土地増加は順調であるが, 1475年と1516年の間に限れば, 土地増加は全く人口増加に対応できておらず, 又 Rum 地方においても土地増加は人口のそれに遅れをとっていることが窺える。すなわち, 土地の狭小化が進行しているのである。他の Anadolu の諸地方においても, 恐らく同様な状況であったと思われる。

ところで, このような状況については, 本書或いは ortakci に関する kanunname 等においても言及されている。例えば, 「特に, 手から çift が去った者に土地が望まれ, 税に不足が生じないように。」[KK : 46r°], 「幾らかの地において çiftlik の広さに足りなくなつたが, …。」[KK : 49r°] とか, 或いは「大部分の ortakci の土地は, 狭きが故に収穫がなかった。」[Barkan 1943 : 93] と述べられている。

では, このような状況に対して, 政府は本書を通してどのように対処しようとしているのであろうか。「ある raiyyat の掌中に çiftlik があるならば, Bursa müddü で 4 müdd の穀物が播種されることが, 毎年義務付けられている。[…中略…] 4 müdd の穀物が完全

に播種されて後、別の業を行なう場合には[それを]妨げないように。』[KK：48v°]と記されているように、reaya に副業を認めている。しかしこのような事柄は、既に MK において見られることで、特に新しい手立てではない。次いで本書において、

haric²²⁾ による播種者が必要な場合には、そうするように。[ただし]播種した土地の timar 保有者に、全く reaya の如く諸税を納めるように。[…中略…]完全に mukataa の如き扱いは除かれ、avariz があるならば[徴収されるよう。][…中略…]timar 保有者であった者がお前は haric であると言って、その土地を争い、手より奪ってはならない。』[KK：49v°-50r°]

と記されているように、haric に reaya と同等の権利を与えることにより対処しようとしている。これは、既に Hüdavendigâr sancagî において為されていた慣行[Barkan 1943：4]を、他の地方にも拡大しようとしたものと思われる。すなわち、haric なる身分にある者に、reaya と同等の権利、義務を授け、それを timar 制度内の一形態として認め、reaya 或いは sipahi の収入確保を意図したものと考えられる。しかし、「ただし、常に土地が haric の掌中に存在しないよう。』[KK：50r°]とか或いは、「[sipahiが] timar から離れている reaya を集めることは、合法的である。』[KK：51r°]という記述から明らかなように、haric が耕作している土地は、いずれ彼の手から離れていくべきものであり、その地位はなお不安定なものであったことが窺え、かような方策には限界があったように思われるのである。

以上の考察から明らかなように、政府は土地の狭小化がすすみ、reaya 階層の生活が苦しくなっていくと思われるなか、抜本的な方策を講じることができていないのである。一方当然のことながら、asker 階層も同様の状況に陥っていたと考えられる。本書全般を通して、timarli sipahi の不正防止が繰り返し述べられ、又税額が上昇する傾向にあったのは、一つにはこのためであろう。

さて、以上の三点から明らかなように、本書は当時の実情に、換言すれば従前より変化してきていた社会の状況に、的確に応え得るものではなかったのである。それ故本書が発布されたとはいえ、その諸規定の徹底は、現実的にはかなり困難であったことが想像される²³⁾。やはり、容易に状況が好転しなかった原因の一つに、内政の不首尾すなわち内的要因が挙げられねばなるまい。とりわけ、疲弊が著しかったと思われる Anadolu 地方においては、事実前述した如き多数の不満分子を抱えた Şah Kuli の反乱、或いは1502年以來の長期に亙る皇位継承争い[Uluçay 1954：58]等が勃発しているが、これらの出来事は、従来のように kizilbaşî の画策、或いは Bayazid 2 世の厭世的性格といった外的要因

もしくは個人的資質によってのみ説明し得るものではなく、上述した内的要因を加味することにより、一層無理無く、整合的に理解できるのである。

以上の如く考えると、本書は1500年頃のオスマン朝が内包していた諸問題、諸矛盾を、端的に表した貴重な史料としても、評価することができよう。

おわりに

Mehmed 2 世は、逼迫した国家財政を再建すべく、貨幣改鑄、wakf の timar 化等の改革を行なった[Beldiceanu 1965 : 27-39]。大変不評であったこの改革は、Bayazid 2 世の即位と共に廃されたものの、彼も治世後半社会の動揺に直面し、対処しなければならなかった。しかし、その取り組みは、方法こそ違えど、父の試み同様表層的なものであり、それ故結果もはかばかしくなかった。reaya の困窮、没落 sipahi の増加、narh の混乱、皇子間の抗争、反乱の勃発等は、よくこれを物語っている。

思うに、両スルタンの治世の動揺は共に、本質的に征服経済に立脚する、オスマン朝の国家的性格に由来するものと考えられる²⁴⁾。それだけに私には、両者の取り組みの不首尾、そしてそれに伴う新たな動揺を鎮めるためにも、換言すれば15世紀のオスマン朝が内包していた諸問題、諸矛盾を一掃するためにも、Selim 1 世による大征服が必要であったのだと思われてならない²⁵⁾。

さて今後の課題として、一、更なる資料源の確定、二、同時期の他の kanunname に関する一層の考察及び本書との関係の明確化、三、本書編纂時期の確定、の三点を挙げておく。

注

- 1) 例えば、Beldiceanu 1969 : 163-172, İnalçik 1969 : 105-138, Ménage 1969 : 165-167, Heyd 1973 : 18-20を見よ。尚編纂時期については、本書の第1章Ⅳ節が900年 Zilkade 月19日(1495年8月11日)に発布された法令[KK : 9 r^e]であることから、更に1495-1501年の間に限定することができよう。又本書の如き general kanunname については、「あくまでも王朝の制度等に関する一般的概念を提示するものであり、実効性を有するものではない。」とする見解もあるが、本書が「宮廷や政府内において利用され、実施に移されたものである」ことは、既に H. İnalçik 等により論証されている[İnalçik 1969 : 115-116 ; 1978 : 565]。
- 2) ここで、小論作成に当たり利用した kanunname 等について、簡単に説明しておく。MK を最初に紹介したのは F. Kraelitz-Greifenhorst で、彼はウィーン国立図書館蔵写本 A. F. 554 (Flügel 1814)の独語訳を発表した[Greifenhorst 1921/22 : 13-48]。次いで、同写本のローマ字転写がÖ. L. Barkan によって[Barkan 1943 : 387-395]、更に A. Akgündüz によって校訂及び

ローマ字転写が為されている [Akgündüz 1990 : 347-366]。特に後者は、語義解説も付されて利用に便利であり、又 H. İncik も述べているように F. Kraeitz-Greifenhorst の独語訳には誤りが散見する [İncik 1959 : 577] ところから、小論作成においては、A. Akgündüz により校訂されたものを中心に利用した。尚同写本の末尾には、893年 Cumadelaire 月下旬(1488年 6 月 2 -10 日)の日付が記されているが、やはりその大部分は Mehmed 2 世治下に作成されたものであると考えられている。HK は、892/1487年に同 sancak において為された土地、人口調査をもとに、やはり同年作成されたもので、Ö. L. Barkan によって İstanbul Başvekalet Arşivi no. 808のローマ字転写が紹介されている [Barkan 1943 : 1 - 6]。尚HKの規定は、本書及び後述する Selim 1 世, Süleyman 大帝の kanunname においても数多くみられ、先学も述べているように後代に多大な影響を及ぼしている。「Selim 1 世の kanunname」については、A. Tveritina, *Kniga zakonov sultana Selim 1*, Moskva 1969 によって露語訳と photocopie が出版され、次いでそのトルコ語訳が, Hadiye Tuncal, *Yavuz Sultan Selim Han Kanunnamesi*, Ankara 1987 によって、更に P. Selami と Y. Yücel によって校訂本が出版されている [Selami 1988]。小論では、P. Selami と Y. Yücel によるものを利用した。尚 H. İncik は、同 kanunname の作成を1534-67年と考えている [İncik 1969 : 137-138]。又、「Süleyman 大帝の kanunname」については、M. Arif により校訂が為されている [Arif 1329]。その内容は、数値等多少の違いはあるものの本書と酷似しており、特に本書の欠落箇所を補う際参考となった。両書の構成上の関係については、N. Beldiceanu による対照表が便利である [Beldiceanu 1967a : 24]。尚私は見ることができなかったが、H. Hadžibegić, *Kanun-nama Sultana Suljmana Zakonodavca iz prvih godina njegove vladе*, Glasnik Zemaljskog Muzeja u Sarajvu, IV - V, s. 295-381, 1949-50. により、セルビア語訳が出版されている。その他 hüküm, ferman, sancak kanunnamesi, 等については、主なものとして、Barkan 1942, İncik 1954a, Anhegger 1956, Babinger 1956, Šabanović 1957, Beldiceanu 1960等が紹介されており、小論作成に当たり参照した。又、最近 A.Akgündüzにより、kanunnameに関する一連の校訂本が出版されている。同様に参照した。

- 3) İstanbul hassları の ortakçı に関する播種、納税義務或いは地位等を規定した kanunname が存在している。それは、İstanbul, şehir ve inkilab vesikaları müze ve kütüphanesi, M. Cevdet Yazmaları, Defter numarası : 71 (904/1498の日付)で、そのローマ字転写が Ö. L. Barkan により紹介されている [Barkan 1943 : 86-103]。尚この kanunname において、初めて ortakçı の相続に関する規定が明確にされている。
- 4) Topkapı sarayı, Revan köşkü no. 1935, 1936に存在していた、いずれも 907/1501-02年の日付を有する İstanbul, Bursa そして Edirne の ihtisab kanunnamesi のローマ字転写が, *Tarih Vesikaları*, 5 - 7, 3 号に互って Ö. L. Barkan によって紹介されている [Barkan 1942 I - III]。I (s. 5) は İstanbul, II (s. 6) は Bursa, III (s. 7) は Edirne の ihtisab に関する kanunname である。

内容を比較すると、ⅠとⅢがよく似ているのに対して、Ⅱは他の二つと大きく異なっている。すなわちⅡにおいては、物品毎にまず現況及び問題点、次いで対策そして価格という具合に記されているのに対して、Ⅰ、Ⅲでは現況、問題点、対策に関する記述は全く見当らず、単に価格が記されているのみである。どうもこれらによると、経済状況は Rumeli 地方では安定し、Anadolu 地方では不安定であったようである。尚Ⅱの対策の内容は、その大部分が「古き kanun に基づくように」というものである。

- 5) Anadolu Beylerbeyisi → Rumeli Beylerbeyisi → Vezir (Vezir-i Azam) という経路である [Reindl 1983 : 360-361]。尚管見の及ぶ限りでは、建国以来この時期までに、以上の如き昇進を果たしたのは、Mehmed 2 世末期から Bayazid 2 世治世にかけて活躍した Davud Paşa 唯一人である。
- 6) 「Kanunname-i Ali-i Osman」の表題を有しており、ウィーン写本を利用してその校訂本が M. Arif によって [Arif 1330], 更に近年他史料も比較、対照の上、A. Özcan によりローマ字転写版が出版されている [Özcan 1980/81]。尚両校訂本については、鈴木 1988 : 86-87 を見よ。
- 7) 町の民に関する規定は、次の 7 箇所においてのみ見られる。bac について (17r°-18v°), İstanbul, Akça-Koyunlu 及び他の屠殺商、家畜商について (26r°-26v°), 相続税について (34v°-37v°), 町の民による町周辺の耕作について (47r°), 町の民の kile 税について (47v°-48v°), azab について (53v°-56r°), Semendire の町の民の bağ で収穫されたワインについて (64v°)。
- 8) Semendire の町の bağ で収穫されたワインが町にもたらされる際、税が余計に徴収されたというものである [KK : 64v°]。
- 9) 例えば、マムルーク朝の Emir Özbek は、Niğde, Karaman, Ereğli 等の地方を、大いに略奪破壊している [Tansel 1966 : 113]。
- 10) Müneccimbaşı 1285 : 430, Solakzade 1297 : 318 も同様の状況を伝えている。ただ一方で、Rumeli 地方は豊かであったようである [Sadeddin 1279 : 128]。尚これは、注(4)で既に述べた ihtisab kanunnamesi におけるⅠ、ⅢとⅡとの内容の違いを裏付けるものと言える。
- 11) H. İnalçık も、Rumeli 地方が16世紀においてもなお22 akçe 前後を維持していたのに対して、Anadolu 地方では1458年におけるハンガリー遠征以降上昇していったと述べている [İnalçık 1959 : 585-586]。
- 12) 度量衡については、İnalçık 1982 : 119-124 ; 1983 : 311-348, Herzig 1988 : 247-249 を見よ。
- 13) 事実序文においても、「オスマン朝の諸 defter の源であり、又王朝の法的判決の源である。」と述べられている [HK : ④]。
- 14) 19, 21, 23, 26, 27 は、該当箇所無しとした。しかし、例えば19の如く、耕作に関係した規定で、しかも前後にHKの耕作関係の規定が何の修正も無く配置されているような場合、当然19はHKの規定に挿入しないしは付加されたものと見做すのが妥当だと考えられ、取り挙げた。21, 23, 26, 27

についても、同様である。

- 15) 例えば、「何も蜂蜜を産していない巣箱については、命に反して何物も欲しないよう。」[KK : 33r°], 「timar eri や amil 達が、自身の介在なしに、[収穫物を]計測したと言って、ある者を傷つけないよう。」[KK : 49r°]の如く、枚挙にいとまがない。
- 16) オスマン朝は、1499-1502年の間ヴェネチアと戦闘状態にあり、多大な戦費を費やした模様で、これが税額上昇の一因とも考えられている。例えば、Shmuelevitz 1984 : 81-82を見よ。又、Semendire のワラキア人の如く、平時において家来として1ヵ月間 sancak beyi に奉仕するのが、半年間に延長され、その上戦時においては1戸毎に1名徴発されるようになる等、税額の代わりに兵役負担が重くなる場合もあったようである [KK : 59r°-60r° ; Akgündüz 1990 : 527, 528, 530]。
- 17) Katib Çelebi は、1501年の Midilli 戦役の時以来、avariz が reaya 階層に課されることとなったと述べている [Katib 1141 : 10]。ただ、「çift 全体に avariz が課される場合、[…中略…] sipahi はその土地に関する avariz の証明を、漏れなく引き出すことが必要である。」[KK : 15r°] という記述からも察せられるように、既に以前より各 sipahi により課されることがあったようである。尚 avariz については、Bowen 1960 : 760-761を見よ。
- 18) 表Ⅳは、Beldiceanu 1980 : 80の Tableau と、KK : 9 r°-10r°の記述をもとに作成したものである。ただ、N. Beldiceanu は、a の箇所を 0、b の箇所を 1 としているが、各々 KK : 9 v° の記述により 1 そして 0 の誤りである。又彼は、c の箇所で 3000 akçe 毎に 1 cebeli, 1 kendi bürüme としているが、KK : 10r°には 1 kendi bürüme の記述は見当たらない。尚 bürüme は「鎖帷子」、cebe は「鎧、甲冑」を意味する [Beldiceanu 1980 : 83-85]。又 çadır と tenketür は共に「天幕」と考えられるが、その差異については未だ不明である。ただ、4000-9000 akçe の場合、tenketür よりも çadır の語がよく用いられている [Beldiceanu 1980 : 89-90]。
- 19) Šabanović 1964の記述をもとに作成した。全部で229人の所領について調査されており、内25人(sancak beyi = 1人, subaşı = 1人, timarli sipahi = 23人)については、軍役も記されている。尚 oğlan は gulan と同義 [Beldiceanu 1980 : 87], günlük は「日傘のような天幕」[Beldiceanu 1976 : 276-277], geçim は「鎖帷子の類」[Beldiceanu 1980 : 86-87]のことである。又表中の a, b は、各々単に「bürüme」としか記されていないが、kendi bürüme のことと思われる。尚 İ. H. Uzunçarşılı は Bayazid 2 世が従来5000 akçe の収入で 1 cebeli を率いて出陣していたのを、3000 akçe で率いるように改革したと述べている [Uzunçarşılı 1970 : 397] が、表Ⅴにより既に Mehmed 2 世治世においても、3000 akçe であったことがわかる。
- 20) 907/1501-02年における Karaman 地方での検地の際、「例えば5000 akçe の産出能力を有する timar を10000 akçe と登録した。」[Aşık 1332 : 230-231] ことも一因となって、同地方に反乱が勃発している。やはり、恣意的に収穫高が大目に見積もられる場合もあったようである。

- 21) asker 階層とはいえ, hass, zeamet 保有者と一般の timarli sipahi との間には, 本来的に収入額そのものに大きな隔たりがあったようである。H. İncalcık は, 15世紀の平均額として, sancak beyi =200000-600000 akçe, subaşı =20000-200000 akçe, timarli sipahi =2000 akçe と述べている [İncalcık 1975 : 115]。
- 22) haric とは, i)ある村で農耕を行なった Türkmen, Yürük 集団, ii)自身の土地を耕作した上に, 更に同村内の未耕作地を耕した reaya, iii)他村で耕作を行なった逃亡 reaya, iv)sipahi によって他の地方より連れて来られ, 荒地地で農耕に従事している—しかもある者の reaya として登録されていない—者等を指す語である [Özel 1986 : 160-163]。
- 23) 例えば花嫁税についてみると, 本書 [33v°, 34r°] の規定と, 後代の kanun [Barkan 1943 : 13, 20] —いづれも kanun-i kadim, üslub-i sabik, kadimden という語句に続き記されている—の規定とは, 全く異なっている。
- 24) H. İncalcık は, 本来的な金銀すなわち貨幣の不足が, sipahi への timar 授与を生ぜしめ, それだけに timar として分配すべき土地確保のためにも, オスマン朝を新たな征服へと駆り立てたと述べている [İncalcık 1975 : 107, 116]。
- 25) J. Matuz は, 「Bayazid 2 世は, [父が] 没収した一部の土地を返還し, 又貨幣の改鑄を行なって, 経済の混乱を收拾することに成功したが, この政策は国庫に負担を強いることとなり, 結局1501年 avariz を導入することにより対処しようとしたものの, 特に中, 東部 Anadolu の住民に不満を募らせる結果となった。」と述べている [Matuz 1985 : 77]。詳細についてはなお考察を要するが, この度の動揺が Mehmed 2 世以来の諸矛盾の結果生じたものとする捉え方は, 蓋し卓見である。

参考文献

Akgündüz, Ahmed

1990-1992 : (ed.) *Osmanlı Kanunnâmesi ve Hukukî Tahlilleri*, I - V kitap, İstanbul.

Anhegger (R. Anhegger and H. İncalcık)

1956 : (ed.) *Kânünnâme-i Sultânî ber müceb-i 'örf-i 'Osmânî*, Ankara.

Arif, Mehmed

1329 : (ed.) *Kânünnâme-i Âl-i 'Osmân*, T.O.E.M. ilâve, İstanbul.

1330 : (ed.) *Kânünnâme-i Âl-i 'Osmân : şûret-i hatt-i hümayûn-i Sultân Mehmed Hân*, T.O.E.M. ilâve, İstanbul.

Aşıkpaşazade Derviş Ahmed

1332 : *Tevârih-i Âl-i 'Osmân*, ed. Ali Bey, İstanbul.

Babinger, Franz

1956 : (ed.) *Sultanische Urkunden zur Geschichte der osmanischen Wirtschaft und Staatsverwaltung am Ausgang der Herrschaft Mehmeds II des Eroberers*, München.

Barkan, Ö. L.

1942 I - III : (ed.) XV. asrın sonunda bazı büyük şehirlerde eşya ve yiyecek fiyatlarının tesbit ve teftişi hususlarını tanzimeden kanunlar I - III , *Tarih Vesikaları*, 5 - 7 .

1943 : (ed.) *XV ve XVI inci asırlarda osmanlı imparatorluğunda zirai ekonominin hukuki ve mali esasları*, cilt I , İstanbul.

Beldiceanu, Nicoară

1960 : (ed.) *Le actes des premiers sultan conservés dans les manuscrits de la Bibl. Nat. à Paris*, vol. I , Paris-La Haye.

1965 : Recherches sur la réforme foncière de Mehmed II , *Acta historia* 4 .

1967a : (ed.) *Code de lois coutumières de Mehmed II : Kitâb-i Qavânin-i 'Örfiyye-i 'Osmânî*, Wiesbaden.

1967b : Sur les Valaques de Barkan slaves à l'époque ottoman (1450-1550), *Revue des études islamiques*, 34.

1969 : A propos du code coutumier de Mehmed II et de l'œuvre juridique d'Aḥmed Hersekzâde, *Revue des études islamiques*, 37- 2 .

1976 : A propos d'un registre de cadastre de 1455 , *Turcica*, 8 - 1 .

1977 : Le commandement de la forteress de Qayşeri en 1498 , *Bulletin d'études orientales*, 29.

1980 : *La timar dans l'état ottoman (début XIV^e-début XVI^e siècle)*, Wiesbaden.

Bowen, Harold

1960 : 'AWĀRID, *EF*.

Cook, M. A.

1972 : *Population Pressure in Rural Anatolia 1450-1600*, London.

Greifenhorst, F. Kraelitz-

1921/22 : (übersetzt) Kanunname Sultan Mehmeds des Eroberers, *Mitteilung zur osmanischen Geschichte*, 1 .

1988 : A Note on the Ottoman Lidre and Dirhem around 1500 , *Turcica*, 20

Heyd, Uriel

1973 : *Studies in Old Ottoman Criminal Law*, ed. V. L. Ménage, Oxford.

Hüsameddin, Hüseyin

1927 : *Amasya Tārîhi*, Vol. 3 , İstanbul.

İnalcık, Halil

1954a : *Fatih Devri üzerinde Tetkikler ve Vesikalar*, Ankara.

1954b : Ottoman Methods of Conquest, *Studia Islamica*, 2 .

1959 : Osmanlılar'da Raiyyet Rüsümü, *Belleten*, 33.

1960 : BÄDJ, *EF*.

1969 : Suleiman the Lawgiver and Ottoman Law, *Arcivum Ottomanicum*, 1 .

1975 : *The Ottoman Empire : The Classical Age 1300-1600*, translated N. Itzkowitz and C. Imber, London.

1978 : KĀNŪNNĀME, *EF*.

1982 : Rice Cultivation and the Çeltükci -re'âyâ System in the Ottoman Empire, *Turcica*, 14.

1983 : Introduction to Ottoman Metrology, *Turcica*, 15.

Katib Çelebi

1141 : *Tuhfat al-kibâr fî Asfâr al-Bihâr*, İstanbul.

Kreutel, R. F.

1978 : (übersetzt, eingeleitet und erklärt) *Der Fromme Sultan Bayezid*, Graz.

Matuz, Josef

1985 : *Das Osmanische Reich*, Darmstadt.

Ménage, V. L.

1969 : review, Nicoară Beldiceanu (ed): *Code de lois coutumières de Mehmed II : Kitāb-i Qavānīn-i 'Örfiyye-i 'Oṣmānī*, BSOAS, 32- 1 .

Müneccimbaşı Ahmed Dede

1285 : *Şahā'if al-Ahbār*, Vol. 2 , translated Nedim, İstanbul.

永田雄三

1977 : 16世紀トルコの農村—1531年サルハン県「検地帳」分析の試み—, 『東洋学報』58-3, 4 .

Özcan, Abdülkadir

1980/81 : (ed.) Fâtih'in Teşkilât Kanunnâmesi ve Nizam-i Âlem için Kardeş Katli Meselesi, *Tarih Dergisi*, 33.

Özel, Oktay

1986 : XV. ve XVII. yüzyıllarda osmanlı toplumunda <Hariç Raiyyat> , *Türk Dünyası Araştırmalar*, 43.

Reindl, Hedda

1983 : *Männer um Bâyezid*, Berlin.

Sadeddin, Hoca

1279 : *Tac üt-Tevarih*, Vol. 2 , İstanbul.

Selami(Selami Pulaha, Yaşar Yücel)

1988 :(ed.) *Le code(kānūnnāme) de Selim(1512-20) et certaines autres lois de la deuxième moitié du XVI^e siècle*, Ankara.

Shaw, S. J.

1976 : *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, Vol. 1 , Cambridge.

Shmuelevitz, Aryeh

1984 : *The Jews of the Ottoman Empire in the Late Fifteenth and the Sixteenth Centuries*, Leiden.

Sinan Ahmed Çelebi

1980 : *Die Chronik des Ahmed Sinan Çelebi gennant Bihišti*,(ed.)Brigitte Mose, München.

Solakzade Mehmed

1297 : *Tarih-i Solakzade*, İstanbul.

鈴木董

1988 : スレイマン大帝時代オスマン朝の大宰相と宰相たち(三),『東洋文化研究所紀要』106.

Šabanović, Hazim

1957 :(ed.) *Kanun i Kanun-Name*, Sarajevo.

1964 :(ed.) *Krajište Isa-Bega Ishakovićá Zbirni Katastarski Popis iz 1455 Godine*, Sarajevo.

Tansel, Selāhattin

1966 : *Sultan II . Bayazit'in Siyasî Hayatı*, İstanbul.

Uluçay, M. Ç.

1954 : Yavuz Sultan Selim Nasıl Padişah Oldu?, *Tarih Dergisi*, 6 .

Uzunçarşılı, İ. H.

1970 : BAYAZİD II , İA. cilt. 2 .

Yücel, Yaşar

1988 :(ed.) *Osmanlı devlet teşkilâtına dair kaynaklar—Kitabu müstetâb, Kitabu mesâlihi'l-müslimîn ve menâfi'i'l-mü'minîn, Hirzû'l-mülûk—*, Ankara.